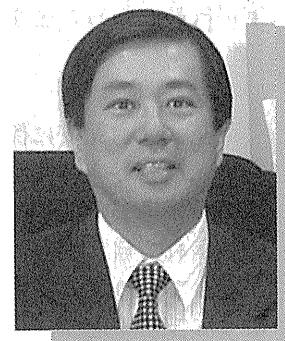


卷頭言

原子力安全・保安院が 目指すもの

福 島 章



昭和 24 年にかつての商工省が設立されてからおよそ半世紀、通商産業省は、戦後の復興期から貿易・資本の自由化と高度経済成長の時代、そして二度の石油ショック、円高、バブルの時代とその崩壊、規制緩和と自由化等、幾多の時代の荒波を受けてきたが、新たな世紀の幕開けとともに、「民間の経済活力の向上」、「対外経済関係の円滑な発展」、「エネルギーの安定供給」を通じて「経済と産業の発展」を図るという幅広い任務を担う組織として、経済産業省に生まれ変わった。そして、これに伴い、原子力安全・保安院が発足した。

原子力安全・保安院は、原子力安全行政のみならず、国民生活や産業活動に欠かせないエネルギーの安定供給を安全確保の面から支えることを使命として、電力保安やガス保安等の産業保安行政を一元化して担う組織である。その陣容は從来から大幅に強化され約 630 人なものぼる。任務としては、第一に、事故・トラブルの未然防止にあり、原子力、電力、都市ガス、熱供給、火薬類、高圧ガス、LP ガス、鉱山などのエネルギー施設や産業活動に伴うリスクを正しく認識し、原子力安全・産業保安行政を確実に実行し、国民への危害を未然に防ぐことにある。

第二に、万が一事故が発生した場合には、迅速かつ的確に対応し、災害の発生を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するものである。

第三に、事故の再発防止に徹底的に取り組むことである。

原子力安全・保安院では、これらの任務を全うするため、四つの行動規範を掲げている。

一つめは、「強い使命感」に基づき緊張感を持って業務を遂行すること。

二つめは、安全・保安行政の専門家として現場の実態を正確に把握し、「科学的・合理的な判断」のもとに行動を行うこと。

三つめは、国民各位の信頼と安心感を得るために「業務執行の透明性」の確保に努め、情報公開に積極的に取組み、自らの判断についての説明責任を果たすこと。

四つめは、「中立性・公平性」を大前提として安全・保安行政を遂行することであ

る。

このような規範に基づき、経済産業省の組織の中で明確な使命と責任のもとに、事業推進部門から独立した組織として、中立・公正性が高く、透明で効率的なエネルギー行政を担うことを目指している。

現在、電力保安に係る技術は、技術の進歩、社会生活の複雑化・高度化に伴う安全への要求レベルの向上、設置者による自主的な安全対策の充実等を背景に進展し、事故の減少等安全水準が大幅に向かっている。一方、これからのが国社会は、国際的に開かれ、自己責任の原則と市場メカニズムに立脚した自由な経済社会を目指す状況となっており、国が直接関与する範囲を大幅に縮小することが求められている。このような技術の進歩、自主保安の進展、我が国社会全体の動向を踏まえ、平成11年8月には、電力安全の確保を合理的に行う観点から電気事業法が改正され、平成12年7月から新しい制度が始まっている。新制度では、原子力発電所を除く電気工作物に対して、国による工事計画の認可及び設備の使用前検査が廃止され、代わって、事業者による自主検査の実施と記録を義務づけるとともに国は事業者の安全管理体制のみの審査を行うことにするなど、自己責任を重視したシステムが構築されている。

原子力安全・保安院では、このシステムを将来の望ましいシステムの最初のステップとして捉え、今後とも、電力保安に係る技術の進歩や我が国社会全体が目指すところを見据え、安全水準の向上を図りつつ、官民の役割分担の見直し、規制の合理化、自主保安の促進、情報公開の促進等に積極的に取り組み、より一層、合理的なシステムの構築を目指すこととしている。

以上、原子力安全・保安院が目指すところ、我々の行動規範、電力保安への取り組みを紹介したが、当院の産業保安行政は、産業施設に対する安全確保のための検査等の直接的関与から、産業施設の所有者による安全確保状況の確認といった間接的関与に移行し、自己責任原則を基本としたものを目指している。このため、電気工作物等産業施設の設置又は維持管理に従事される方々におかれでは、その責任の範囲が広くなることを認識していただき、自らの安全確保への意識を更に高く持っていただくよう、この場をかりてお願い申し上げたいと考える。

——ふくしま あきら 経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課長——